



ファミリー・サポート・センター 提供会員・依頼会員を募集しています



○ファミリー・サポート・センターとは

子育てを手伝ってほしい「依頼会員」と子育ての手伝いができる「提供会員」による子育てを支え合う会員組織です。

ファミリー・サポート・センターでできること！

- お子さんの預かり（保育）
保育所や学校の終了後、保護者の仕事の都合など、お子さんの世話ができないとき、お子さんを預かります。ただし、宿泊を伴う預かりはできません。
- お子さんの送迎
保育施設等までの送迎を行います。

子育てを手伝って！ 『依頼会員』となる要件とは

町内に居住又は、勤務している方で、
生後6か月から小学6年生以下
のお子さんの保護者



子育てを手伝いたい！ 『提供会員』となる要件とは

町内に居住している20歳以上の方
で、心身ともに健康で、積極的に育児の
援助を行うことができる方

※申し込み後に指定する講習の受講が必要
です。

○報酬

- (保育) ☆月曜日から金曜日の午前7時から午後7時まで……………1時間あたり700円
☆土・日・祝日及び年末年始や上記以外の時間帯……………1時間当たり800円
- (送迎) ☆交通費（自家用車を利用した場合）……………1回あたり200円
☆公共交通機関、タクシーを利用した場合……………実費
- (食事) ☆食事（ミルクを含む）の提供をした場合……………実費

▶問い合わせ先=子ども家庭課 相談支援係 ☎9137
(ファミリー・サポート・センター事務局)




株式会社
東昭こすも 河内郡上三川町多功1928-1

人材募集

取引先は大手企業多数！
「高収入」・「将来の安定」そして
「一生モノのスキル」を手に入れてください。

①総合現場管理者 ②鉄塔塗装工 ③建築塗装工 ④プラスト工

昇給年1回、社会保険完備、寮完備、車通勤可

まずはお気軽にご連絡ください！東昭こすも

職種

戸建もお見積り無料！

消費生活センターにご相談ください

消費生活知識

129

旅行予約サイト 申し込み前に必ず確認！

【事例】 国内の旅行予約サイトで3週間後に出発の3泊4日の国内旅行ツアーを大人3人分申し込んだ。申し込み前日に「1人あたり4万5千円」という広告を見てブックマークしておき、翌日、その広告サイトから各項目に必要な条件を入力して申し込みを完了した。その後、落ち着いて旅行代金を確認すると「1人あたり6万円」に変わっていた。すぐにキャンセルしたが、キャンセル料1万2千円を請求された。申し込み前に確認画面も表示されていたが、よく確認せずにボタンを押してしまった。すぐにキャンセルしたのだから何とかならないか。

旅行予約サイトを通じて予約する場合は、店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることができませぬ。消費者自身が申し込み完了前に契約条件や予約内容を十分に確認したうえで契約する必要があります。

解約や内容変更などに関する条件は、原則契約内容に縛られます。申し込み完了後に、入力ミス等に気付いても無条件で解約変更ができるわけではありませぬ。申し込みを完了する前に名前のおつくりやメールアドレスを含め、旅行日程等の予約内容が正確に入力されているかよく確認しましょう。

申し込み時の予約内容が確認できる画面や契約後に送付される予約確認メール等は、旅行が終わるまでスクリーンショットや印刷等をして保管しておきましょう。

▼相談日時＝月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所＝上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号＝☎9153

※※は、お電話を。消費者ホットライン117でもつながります。

上三川ごぼれ話 ～第19話「日本の文化財指定制度」～

先月、上神主・茂原官衙遺跡から出土した刻書瓦が学術的な価値が高いことから国重要文化財に指定される見込みとなりました。詳細はP23をご覧ください。

「重要文化財」とは、文化財保護法の中で定義する文化財の6類型※にある「有形文化財」に該当するもので、日本政府によって指定されたものです。ちなみに、重要文化財のうち、造形が極めて優れていて学術的な価値の非常に高いものを「国宝」と呼びます。

「重要文化財」は、今回の指定を含めると全国で10,910件、県内では125件が指定されています。

「有形文化財」以外のカテゴリーにも制度があります。例えば、前述の上神主・茂原官衙遺跡は「記念物」に属し、「史跡」に指定されています。

指定のほかに選定・登録といった制度もあり、市街地にあります生沼家住宅の店舗及び主屋・土蔵は、この制度によって「登録有形文化財」に登録されています。

国の制度と同様に市町村においても指定制度を設けることができます。町にも上三川町文化財保護条例に基づく指定制度があります。文化財のカテゴリーは国に準じており、有形文化財20件・民俗文化財7件・記念物20件の計47件の文化財を指定しています。

このほか、県指定文化財として有形文化財2件・記念物1件が指定されています。

こうした指定や登録の制度は、郷土の歴史を後世に伝える貴重な文化財を守るためにあります。ひとつでも多くの文化財を残していきたいものです。

※文化財の6類型とは、有形文化財・無形文化財・民俗文化財（記念物・文化的景観・伝統的建造物群を指します）。

▼問い合わせ先＝生涯学習課 文化係 ☎93510